

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ "

"

○ "

"

○ "

"

○ "

"

○ "

"

○ "

"

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

"

○ の更新

"

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指

障害福祉課

定

"

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事

"

業の廃止

"

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事

"

業の廃止

"

○ 保安林の指定

治山課

○ 保安林の指定予定

"

○ "

"

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造

建築指導課

## 目次

担当課（室）

○ 計算適合性判定機関からの変更の届出

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ "

"

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ "

"

○ 一般競争入札の実施

情報政策課

○ "

"

○ 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

○ 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表

河川課

○ "

"

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ "

"

○ "

"

○ 正

"

○ 運転免許試験実施場所等の指定の一部改正

運転免許課

○ "

"

○ "

"

○ "

"

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

◎岡山県告示第三百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あそび王国勝央事業所

2 所在地

勝田郡勝央町豊久田三二七一番地五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

やる気スイッチ株式会社

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町豊久田三二七一番地五

三 指定年月日

令和二年四月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇〇三八

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百五十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

つぼみ北房

#### 2 所在地

真庭市上水田三一六六番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人つぼみ

#### 2 主たる事務所の所在地

真庭市上水田三一六六番一

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三五一四〇〇四三

### 五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

◎岡山県告示第三百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス がく

2 所在地

浅口市金光町佐方一八一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社Gaku

2 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島八島一九六五―一二

三 指定年月日

令和二年五月一日

四 事業所番号

三三五―一六〇〇〇六三

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百五十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

発達支援センター さとしよう

#### 2 所在地

浅口郡里庄町里見一〇七―二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会

#### 2 主たる事務所の所在地

笠岡市金浦七四六

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三五二七〇〇―一

### 五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

◎岡山県告示第三百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

湧気自然塾

2 所在地

勝田郡奈義町荒内西一〇五〇番地七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人湧気自然塾

2 主たる事務所の所在地

勝田郡奈義町皆木一一九六番地

三 指定年月日

令和二年四月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇四六

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

リヤン二宮事業所

#### 2 所在地

津山市二宮一八七六一三

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社セラヴィ

#### 2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町小原一六八一―一

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三五〇三〇〇二四四

### 五 事業の種類別

放課後等デイサービス

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

サポートセンター かがやき

#### 2 所在地

総社市小寺九五八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人 超寿会

#### 2 主たる事務所の所在地

総社市小寺九八六一

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三五〇八〇〇一〇二

### 五 事業の種類別

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称 所在地

指定年月日

美作中央病院訪問看護ステーション

美作市明見三五七〇一

令和二年六月一日

みらい

グッドタイム訪問看護ステーション・倉敷市日吉町三四七〇一

令和二年六月一日

倉敷

◎岡山県告示第三百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

小野薬局宇野店

玉野市宇野一―二―二五

令和二年六月一日

◎岡山県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援支給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
医療法人健全会くめ診療所	津山市宮尾285-1	R2.4.1
津山薬局南新座店	津山市南新座17-4	R2.4.1
桃のはな歯科クリニック	赤磐市中島41-1	R2.5.1

◎岡山県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
医療法人健全会くめ診療所	津山市宮尾253-1	R2.3.31
久米薬局	津山市宮尾253-5	R2.3.31
津山薬局南新座店	津山市南新座106-3	R2.3.31
のぞみ薬局くせ店	真庭市久世2823-2	R2.3.31
河合歯科医院	都窪郡早島町前潟1075-7	R2.3.31
耳鼻咽喉科気管食道科山田医院	津山市大手町8-10	R2.4.30
美作薬局城西店	津山市大手町8-3	R2.4.30
めぐみ薬局	笠岡市中央町22-11	R2.4.30
おかやま薬局赤坂店	赤磐市坂辺8-5	R2.4.30
株式会社総社薬局	総社市総社2-22-37	R2.5.1

◎岡山県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	津山調剤薬局株式会社	津山市南新座106-3	津山薬局南新座店	津山市南新座106-3	R2.3.31
介護予防事業者	津山調剤薬局株式会社	津山市南新座106-3	津山薬局南新座店	津山市南新座106-3	R2.3.31
居宅介護事業者	有限会社のぞみ薬局	津山市山方34-5	のぞみ薬局くせ店	真庭市久世2823-2	R2.3.31
介護予防事業者	有限会社のぞみ薬局	津山市山方34-5	のぞみ薬局くせ店	真庭市久世2823-2	R2.3.31
居宅介護事業者	有限会社美作薬局	津山市河辺942-1	美作薬局城西店	津山市大手町8-3	R2.4.30
介護予防事業者	有限会社美作薬局	津山市河辺942-1	美作薬局城西店	津山市大手町8-3	R2.4.30
居宅介護事業者	有限会社ユニコ	笠岡市笠岡2265-1	めぐみ薬局	笠岡市中央町22-11	R2.4.30
介護予防事業者	有限会社ユニコ	笠岡市笠岡2265-1	めぐみ薬局	笠岡市中央町22-11	R2.4.30
居宅介護事業者	株式会社オカイメデイカルフ アーツシー	岡山市北区横井上220-1	おかやま薬局赤坂店	赤磐市坂辺8-5	R2.4.30
介護予防事業者	株式会社オカイメデイカルフ アーツシー	岡山市北区横井上220-1	おかやま薬局赤坂店	赤磐市坂辺8-5	R2.4.30
居宅介護支援事業者	特定非営利活動法人虹の郷	勝田郡勝央町黒坂449	虹の郷	勝田郡勝央町黒坂449	R2.4.30

居宅介護事業者	株式会社総社薬局	総社市総社2-22-37	株式会社総社薬局	総社市総社2-22-37	R2.5.1
介護予防事業者	株式会社総社薬局	総社市総社2-22-37	株式会社総社薬局	総社市総社2-22-37	R2.5.1

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 保安林の所在場所

浅口市鴨方町小坂東字杉谷八六三、八六四の二、八六四の五、八七五

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉谷八六三・八七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

新見市坂本字塔田尻四二八、四三五、字家ノ空四二九、字定清四三〇、字塔田四三一から四三四まで

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塔田尻四二八・四三五・字塔田四三一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷下神代字小谷平四九〇四から四九一〇まで、四九一三の二、五一七八から五一八一まで、五一八二の一

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小谷平四九〇四・四九〇九・四九一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県告示第三百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

新・長野事務所

長野県長野市南県町一〇八二番地ND南県町ビル五階

佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番一〇号朝日生命佐賀駅前ビル三階

長崎事務所

長崎県長崎市万才町三番四号長崎ビル二階

旧・長野事務所

長野県長野市南県町一〇八二番地KOYO南県町ビル五階

佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号SONIC佐賀駅前ビル七〇四号室

長崎事務所

長崎県長崎市万才町三番四号長崎ビル八階

三 変更の年月日

令和二年五月二十八日

〔二五六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たけやり子ども発達研究所

三 代表者の氏名

武鑑 夏美

四 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西一丁目二〇番一二号

五 定款に記載された目的

この法人は、教育による特別な援助が必要な児童に対して、総合的な教育活動に関する事業を行い、子どもの健全育成を図ることに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及びその他の事業の種類

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

〔二五七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て応援ナビぽっかぽか

三 代表者の氏名

田口 豊郁

四 主たる事務所の所在地

倉敷市水江一八七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの健全育成に関する事業を行い、家庭・地域の福祉コーディネーター・サポーターとして、すべての子ども達がいきいきと行動し、心豊かに成長できる環境づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

〔二五八〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、  
 次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	真庭市	調査を行つた期間	平成三十年五月 ） 令和二年三月	成果の名称	真庭市 地籍図及び 地籍簿	調査を行つた地域	真庭市 田原の一部	認証年月日	令和二年六月八日
調査を行つた者の名称	真庭市	調査を行つた期間	平成三十年四月 ） 令和二年三月	成果の名称	真庭市 地籍図及び 地籍簿	調査を行つた地域	真庭市 蒜山下和の一部	認証年月日	令和二年六月八日

〔二五九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 件名及び数量

岡山情報ハイウェイ地域 I X 網基幹機器更新業務に係る機器賃貸 1 式

(2) 業務の特質等

入札説明書及び岡山情報ハイウェイ地域 I X 網基幹機器更新業務に係る機器賃貸借仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和 3 年 1 月 1 日（金）から令和 8 年 12 月 31 日（木）まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸経費を含めた額とし、1 月当たりの単価（本業務に係る物件を 6 年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守に要する費用の総額の 72 分の 1 に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに令和 2 年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和 2 年岡山県告示第 40 号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 3 競争入札参加資格審査の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問合せ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁本庁舎2階）

電話 086-226-7538（直通）

## 4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問合せ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（岡山県庁本庁舎8階）

電話 086-226-7265（直通）

電子メールアドレス johoho@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

令和2年6月12日（金）から同年7月1日（水）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

また、入札説明書については岡山県県民生活部情報政策課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもできる。

## (3) 入札説明会

開催しない。

## (4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 一般競争入札（条件付）参加申出書
- ② 納入予定物品構成表

## ア 提出期間

令和2年6月12日（金）から同年7月14日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

## ウ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便又は信書便によるものに限る。以下5(2)において同じ。）

## 5 入札

### (1) 開札の日時及び場所

令和2年7月22日（水） 午後2時

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階用度課入札室

### (2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

## ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)

の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

#### イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印して、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。)をもって開札日の前日の午後5時までに到着するよう郵便等により送付すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。)第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金  
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項  
4(4)の一般競争入札(条件付)参加申出書及び納入予定物品構成表を提出した者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 落札者の決定方法  
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Okayama Information Network, Regional Internet Exchange Core Equipment Lease  
Service Including Replacement Work : 1 set

(2) Lease period

From 1 January, 2021 through 31 December, 2026

(3) Time limit of tender :

2 : 00 P.M. 22 July, 2020

(4) Contact point for notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama  
Prefectural Government,

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700 - 8570,

Japan

TEL : 086 - 226 - 7265

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

〔二六〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

美山川土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月五日

〔二六一〕水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

吉井川水系金剛川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおりとする。

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県土木部河川課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

吉井川水系八塔寺川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおりとする。

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県土木部河川課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

〔二六二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇〇一、四〇一―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口一〇八―三

月本 侑希

三 許可番号

岡山県指令建指第三六〇号

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

〔二六三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字九反ヶ坪一九二八―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平野八六八プレジールフダバー〇二号室

浅井 恵梨

三 許可番号

岡山県指令建指第三五号

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

〔二六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻八八一―一、八八一―三、八八一―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一七〇六一―A二〇四

平川 達也

三 許可番号

岡山県指令建指第三七五号

# 令和2年6月12日 岡山県公報 第12201号

## ◎岡山県公安委員会告示第八十六号

平成二十八年岡山県公安委員会告示第二十四号（運転免許試験実施場所等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年六月十二日

岡山県公安委員会

表中「毎週水曜日並びに二月から四月まで、八月、九月及び十二月の金曜日（岡山県の休日を守る条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日（二の項において「休日」という。）を除く。）」及び「毎週木曜日並びに二月及び三月の火曜日（休日を除く。）」を「岡山県警察本部交通部運転免許課長が定める日」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。